

令和 8 年 8 月からの食費の改定について（お知らせ）

となみ三輪病院 介護医療院
管理者 酒井 伸也

拝啓

平素は、当施設の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年 8 月 1 日より、国の介護保険制度の改定が行われることに伴い、当介護医療院における「食費」の負担額が下記のとおり改定されることとなりましたので、ご案内申し上げます。

今回の制度改定におきましては、昨今の物価高騰等に配慮し、国が定める食費の基準が引き上げられました。つきましては、誠に恐縮ではございますが、令和 8 年 8 月 1 日ご利用分より、食費を 1 日あたり 100 円引き上げさせていただきます。

なお、ご入所様様の「所得段階」によって変更の根拠および手続きが異なりますので、以下の該当する項目をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定時期

令和 8 年 8 月 1 日 ご利用分より

2. 改定内容および理由（所得段階別）

■ 第 1 段階～第 3 段階の方（市町村から「負担限度額認定証」が発行されている方）

区分	令和 8 年 7 月まで	令和 8 年 8 月から	月額換算（30 日）
第 1 段階	300 円/日	300 円/日（据え置き）	±0 円
第 2 段階	390 円/日	390 円/日（据え置き）	±0 円
第 3 段階①	650 円/日	680 円/日（+30 円）	+900 円
第 3 段階②	1,360 円/日	1,420 円/日（+60 円）	+1,800 円

改定内容： 認定証に記載される 1 日あたりの「食費の負担限度額」が、現在より最大 100 円引き上げられます。（※第 1・2 段階の方は変更がない場合もございます。詳しくは新しい認定証をご確認ください）

改定理由： 「国の負担限度額認定証の基準改定」に基づく変更となります。国が定める補足給付の基準額が見直されたことによるものです。

お願い： 7 月中に各市町村から新しい「負担限度額認定証（水色などの新しい証）」が郵送されます。お手元に届きましたら、速やかに当施設受付までご提示をお願いいたします。

■ 第4段階の方（市町村から「負担限度額認定証」が発行されていない方）

令和8年7月まで	令和8年8月から	月額換算（30日）
1,990 円/日	2,090 円/日（+100 円）	+3,000 円

改定内容：施設とご契約いただいている1日あたりの食費を、現在より100円引き上げさせていただきます。

改定理由：「国の基準費用額引き上げ」に準じた契約内容の変更となります。国が定める食費の標準的な目安（基準費用額）が日額100円引き上げられたことに伴い、当施設においても基準に合わせた改定を実施いたします。

お願い：食費の変更に伴い、重要事項説明書および同意書の再締結が必要となります。別途、同意書等の書類を送付（またはお渡し）いたしますので、ご署名の上、受付にご持参いただくか、同封の封筒にて1部のみ8月末までに郵送していただきますようお願いいたします。

3. その他

今回の食費引き上げは「介護医療院」にご入所中の方が対象となります。
居住費（室料）につきましては、今回の見直しによる変更はございません。

本件に関しまして、ご不明な点やご質問等がございましたら、下記の担当窓口までお気軽にお問い合わせください。施設といたしましても、引き続き安全で質の高いお食事の提供に努めてまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご連絡先 0763-37-1000